

科研費の年度を超えた繰越しが幅広く認められるようになりました

繰越しが幅広く認められるようになりました

科研費については、平成15年度から、相当の事由がある場合には年度を超えた繰越しが可能になっていましたが、平成18年度からは、研究遂行上で生じる様々な条件の変更や事由の発生が繰越しの事由として比較的広く認められるようになりました。これにより平成18年度から19年度への繰越し件数は前年度の約12倍に増えました。多くの科研費が採択されているある大学では、約1割の課題で繰越しが認められました。

地震災害、台風などの異常気象、テロといった極めてまれな外部要因に伴う場合にしか認められないというのは大きな誤解です。

また、継続課題だけに認められるわけではなく、最終年度の課題であっても繰越しの対象になります。

繰越し手続きは難しくありません

科研費の繰越しについては、手続きが煩雑だと思われがちですが、研究者が作成する書類は、①繰越しを必要とする理由書、②繰越しを要求する額の計算書、③研究スケジュールの変更表の3つで、いずれもA4で1枚程度であり、事実関係や理由を明確に示すなどのポイントさえきちんと押さえれば、書類の作成が大きな負担になることはありません。

研究費の効果的・効率的な使用につながります

研究を遂行していく過程で、未然に予期できない、やむを得ない要因が生じ、当初の研究計画を変更しなければならない状況はしばしばあることです。したがって、それにより研究計画が年度を超える場合には、適切に繰越し手続きをとることで、研究を効果的に遂行し、また、研究費をより効率的に使用することになります。こうした必要が生じた場合には、科研費の繰越しを行いましょう。

関係資料のリスト

資料1 「繰越制度に関する主なポイント」……繰越しを申請する際のポイントをまとめたものです。別添として、様式C-1、2、3の作成上の注意(文科省作成)、様式C-1、2、3の作成上のポイントがあります。

資料2 「科研費の繰越しに係る留意点等について(H19.7.10)」……文部科学省研究助成課がまとめたもので、繰越しの要件、18年度の繰越事例が記載されています。様式 C-2、C-3 の作成の参考になります。

資料3 「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取り扱いについて(通知)
H18.4.1」……繰越事由の具体例、手続きの進め方について示されています。

なお、研究機関における繰越事務の流れに関しては「科研費ハンドブック(各研究機関に配布)」に詳細に記載されているので、こちらを参照してください。

資料4 「平成19年度科研費繰越申請書記入要領」……東京大学で作成したもので、様式 C-1、C-2、C-3 の作成上のポイントや留意点が示されています。平成18年度の経験をもとに、より分かりやすく工夫されていますので、大変参考になります。

なお、同じ資料が以下の東京大学のWebサイトで公開されています。

http://www.u-tokyo.ac.jp/res01/public08_j.html

繰越し制度に関する主なポイント

繰越しに関してポイントとなる点をまとめてみたので、別添の関係の通知や資料とあわせてご覧ください。また、東京大学のWebサイトに、実際の経験をもとにした様式記入のアドバイスなどの情報があり、とても参考になると思います。(アドレスは「5. 関連情報」にあります。資料4が同じ資料になります。)

1 繰越しの対象となる事由

繰越しの対象となるのは、次の5つの事由及びこれらに類似するその他のやむを得ない事由についてです。いくつかの事例を挙げていますが、理由書の作成(様式C-2)の際は、個別の背景や事実関係を説明する必要がありますので、別添の各資料を適宜参照してください。

① 研究に関する諸条件に変更があったケース

(例)学会における他の研究グループによる研究成果発表により、当初の研究計画どおりでは解決できない問題が生じることが明らかになり、問題解決のために研究計画を変更する必要が生じ、調整を行った結果年度内に完了し得ない部分が生じることとなった。

(例)研究の進展に伴い、当初予期し得なかつた新たな知見が得られ、これを使用してより高度の研究成果を得るために、新たな知見の分析を行う研究計画の変更が必要になった。

(例)国際シンポジウムに出席予定であったメインスピーカーが、開催直前に本人の都合(所属する機関において欠かすことができない重要な案件の発生、急病等)により出席できなくなり、改めて日程調整を行ったが、シンポジウムの開催を翌年度に変更せざるを得なくなつた。

(例)研究遂行に不可欠な研究支援者が、所属する研究機関における研究の遅延により、本研究への協力が大幅に遅れる見通しとなり、代替者による対応も困難であり当初の研究計画を変更する必要が生じた。

② 研究に際しての事前の調査が必要になったケース

(例) 材料研究にあたって、当初予期し得なかった関連の新材料が他の研究者により開発されていることが研究遂行の途中で判明し、その材料について事前の調査を行うために3ヶ月の期間が必要であり、年度内の研究完了ができなくなった。

③ 研究方式の決定が困難になったケース

(例) 研究を遂行する過程で、当初検討していた手法では目的とする物質受容体を抽出できないことが判明し、新たな抽出方法の検討と決定に6ヶ月を要することとなり、研究目的である抗体の作成と分析を年度内に行うことができなくなった。

④ 気象の影響があったケース

(例) 台風や豪雪などの影響により、予定していたフィールド調査の実施が十分に行うことができず、また、データ収集の条件にあった時期が次年度までないため、年度内の研究の完了ができなくなった。

(例) 例年にはない悪天候のため、天体観測によるデータが予定通りに収集できず、観測期間の延長を行う必要が生じ、年度内の研究の完了ができなくなった。

⑤ 資材の入手に困難が生じたケース

(例) 実験に使用を予定していた希少な材料、実験動物の入手が、国際的な需要の増加により供給が逼迫し、通常より入手に時間を要したために予定が大幅に遅れ、年度内の研究の完了ができなくなった。

(例) 実験用に飼育していたマウスが伝染病に感染し、あらたにマウスを入手するのに数ヶ月の期間を要したため、年度内の研究の完了ができなくなった。

2. 繰越しが認められるための要件と留意点

1に該当するケースでも、実際に繰越しが認められるためには、以下のポイントに沿いながら、個々の事実関係や背景・状況を説明する必要があります。

① 当初の交付申請書の研究計画の範囲を超える、研究計画の変更に妥当性があること

研究の途中で諸事情に予期し得ない変更があっても、交付申請時の研究計画を超えた研究計画に変更して繰越しを求めるることはできません。これは、研究費の繰越しの問題ではなく、採択課題そのものの変更の問題になるからです。

研究計画の変更の内容も当初の研究計画の範囲内のものである必要がありますから、申請にあたっては、「繰越事由と計画の変更との関係、変更後の計画と当初計画との関連性、計画のどの部分を変更するのか」について、わかりやすく具体的に記載する必要があります。

② 該当する事由が、当初は予期し得ないものであったこと

研究の途中で諸事情に変更があっても、それが研究計画の立案時点で予期できるものであったり、予期すべき範囲内のものである場合は、むしろ研究計画が十分に練られていなかつたことが問題であるとされ、繰越しは認められません。また、計画変更の理由が、外的な要因ではなく研究者の自己都合によるものは、繰越しの事由としては認められません。

したがって、申請にあたっては、「当初計画は十分に練られており、繰越しの事由は交付決定後に発生した計画当初には予期できないものであったこと。研究者の自己都合によるものではなく、外的に発生したものであること。」を説明する必要があります。

③ 繰越ししが不可欠であること

努力すればどうにか年度内に完了できるような場合まで、幅広く繰越しが認められるものではなく、やむを得ない場合のみに認められる例外的な取扱いであることを正しく理解する必要があります。

したがって、申請にあたっては、「所期の研究目的を達成するために研究計画の変更が必須であること。さらに、年度内に完了させる努力をあわせて行いつつも、変更後の計画を年度内に完了させることは不可能であり、繰越しすることがやむを得ないものであること。また、その計画変更が最も適切であり、他の方法では代替できないものであること。」について明確に記載する必要があります。

なお、単に研究費の節約により余った分を翌年度に回すことも繰越しの対象にはなりません。余った予算は不用とみなされ返還となります。

3. 繰越し手続きにおける留意点

- 繰越しを検討する場合には、各研究機関の担当部門に相談とともに、その担当部門を通じて文部科学省研究振興局研究助成課に事前に相談することが必要です。
- 繰越しを申請することは、翌年度への繰越し分に相当する研究費をその年度には使用できないと申し出ることになるので、繰越しの申請に伴い、その分の研究費は一時的に文科省または日本学術振興会に返還することになります。間接経費の相当分についても基本的に同様です。

仮に、繰越しが認められなかった場合は、返還分が再度研究者側に再交付されることはありません。したがって、繰越しの申請に際しては、文部科学省との事前の相談が非常に重要になります。

なお、過去の例では、文部科学省との事前の相談を経て繰越しの申請を行ったものは、すべて繰越しが認められているので、いたずらに不安がる必要はありません。

また、繰越しの相談の途中で、どうにか年度内に完了させる見込みが生じたなどの理由で、繰越しの相談を取り下げるのも、繰越し相当額を返還するまでは自由です。したがって、まず気軽に相談してみることが重要です。

- 繰越しが認められる場合であっても、実際に研究費が支払われるのは翌年度の当初になるわけではありませんが、翌年度の当初から研究費を支出することについては妨げません。したがって、年度当初から実際に交付されるまでの間に研究費の支出が必要な場合には、各研究機関による独自の立て替え措置がなされることが望まれます。
- 翌年度に繰越しが認められた研究費と翌年度の研究費は、別々の事業年度の計画であるため、両者を合算して使用することはできません。
- 繰越した分の研究は翌年度内に完了する必要があり、翌々年度に再度繰り越すことはできません。

4. 必要書類(研究者が準備するもの)

様式については、文科省及び日本学術振興会のWebサイトからダウンロードすることができます(5. 関連情報を参照)。

- ① 繰越要求額の算定根拠 C-1
- ② 繰越しを必要とする理由書 C-2
- ③ 事業計画行程表 C-3

それぞれの記入上の留意点は別添の通りですが、実際の記入に当たっては、文科省や東大の記載事例も参考にしてください。

繰越しの内容審査は、文部科学省及び財務省の事務担当者が行います。繰越要件の内容を確認することがポイントですので、平易で分かりやすく説明することが重要です。むやみに専門用語を用いると、その説明のための資料の作成を求められたり、理由書などの修正を何回も求められたりすることにもつながりますので、注意が必要です。

様式C-2において、繰越事由の何に該当するかについて記載する箇所があります。繰越事由については、財務省から示された通知において事由のカテゴリー及び記号が示されており、該当するものを申請書に記載することになります。この中の研究費に関する繰越事由のカテゴリー及び記号については、別添の「様式C-1、2、3作成上の注意」(文科省作成)をご覧ください。

5. 関連情報

○ 文部科学省の関連Webサイト

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/06120802/005.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/06032714.htm (通知文)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/07060705.htm (様式)

○ 学術振興会の関連Webサイト

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

○ 東京大学の関連Webサイト

http://www.u-tokyo.ac.jp/res01/public08_j.html

様式C－1 繰越（翌債）承認要求額の算定根拠

- 1 補助事業ごとに別葉として作成すること。
- 2 「**繰越（翌債）承認要求額**」欄について

繰越（翌債）承認要求額について、「直接経費及び間接経費の合計」、「直接経費」、「間接経費」の金額を記入すること。また、直接経費についての費目別使用内訳を記入すること。

「研究成果公開発表（A）」の補助事業の繰越（翌債）承認要求額を記入する場合には、「合計」欄のみ記入し、その費目別使用内訳は、「算定根拠」欄に記入すること。
- 3 「**算定根拠**」欄について

繰越（翌債）承認要求額の算定根拠について、内訳（単価、数量等）も含めて、記入すること。

様式C－2 繰越（翌債）を必要とする理由書

- 1 補助事業ごとに別葉として作成すること。
- 2 「**研究課題**」欄について

研究機関名、課題番号及び研究課題名を記入すること。
- 3 「**事業概要**」欄について

補助事業の概要について記入すること。
- 4 「**（当初計画）変更後の計画**」欄について

上段に「**当初計画**」を下段に「**変更後の計画**」を記入すること（この記載内容を様式C－3において図示すること）。
- 5 「**事由**」欄について

繰越（翌債）承認を要求しようとする繰越事由に最も類似するものを左欄から選び、それに該当する右欄の「記号等」（財務省通知に基づくもの）を冒頭に記入すること。

「記号等」の（ ）内には、繰越（翌債）承認要求の「具体的な内容」を簡潔に表す表題を記入すること。

「○具体的な内容」の項目には、交付決定時には予想し得なかつた要因が生じた時期、その要因の解決にかかる期間、補助事業を年度内に完了することができない理由を具体的に記入すること。その際、経費を繰越す必要性、補助事業の完了時期も併せて示すこと。

繰 越 事 由	記 号 等
〔研究に際しての事前の調査〕 (例) 研究に際しての事前の調査に予想外の日数を要したため	⑦研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 ア
〔研究方式の決定の困難〕 (例) 研究方式の決定に予想外の日数を要したため	⑦研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 イ
〔計画に関する諸条件〕 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・新技術・新材料及び新規条件の出現により当初計画の改良 <ul style="list-style-type: none"> ・変更に予想外の日数を要したため ・国際シンポジウム等の招へい研究者の事情急変により国際シンポジウム等の開催計画の見直しに予想外の日数を要したため ・諸外国との共同研究において当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため ・研究の進捗状況に応じた評価の実施により当初計画の改良 <ul style="list-style-type: none"> ・変更に予想外の日数を要したため ・優秀な研究者の適時確保の必要性により当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・当初予定していた成果が得られないことが判明したことにより当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため ・予想し得なかつた新たな知見が得られたことにより当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため 	①計画に関する諸条件 キ (具体的な内容)

〔気象の関係〕	
・豪雨（〇月）のため、当初計画の実施に予想外の日数を要したため	③気象の関係 ア（〇月）
・豪雪（〇月）のため、当初計画の実施に予想外の日数を要したため	③気象の関係 イ（〇月）
・風浪（〇月）のため、当初計画の実施に予想外の日数を要したため	③気象の関係 ウ（〇月）
・気象の関係により当初計画の実施に予想外の日数を要したため	③気象の関係 エ（具体的な内容）
〔資材の入手難〕 (例) ・研究計画遂行上必要となる研究用設備の納入の遅延のため 当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・希少な素材、材料、実験用動植物の入手困難のため当初計 画の実施に予想外の日数を要したため	⑥資材の入手難 ウ（具体的な 内容）

様式C－3 事業計画行程表

- 1 補助事業ごとに別葉として作成すること。
- 2 「研究課題名」欄について
研究課題名を記入すること。
- 3 「当初」欄及び「変更後」欄について
様式C－2の「(当初計画) 変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。

繰越（翌債）承認要求額の算定期拠

研究種目
課題番号

繰越を申請する金額を費目別に記入します。間接経費を繰り越す場合は、事務局にて記入してください。

繰越（翌債）承認要求額	合計（①+②）	①間接経費	②直接経費	費目別			内訳
				物品費	品費	旅費	
繰越（翌債）承認要求額	2,120,000 円	0 円	2,120,000 円		2,000,000 円	0 円	0 円
算定期拠 (記入の例)							120,000 円

物品費のうち、抗体の費用として1,200,000円、抗体を用いた解析の材料費として800,000円の計2,000,000円、その他経費のうち、該当するデータ解析の計算機使用料として120,000円が必要である。

抗体…△△円×△件、解析材料…△△円×△件、計算機使用料…△△円×△時間

算定期拠が費目別に分かるように記載します。単価、数量等もできるだけ記入します。
この項目には、研究の概要や繰越の必要性などを記入する必要はありません。

- (注) 1. 「翌債」とは、「国の翌年度にわたる債務負担」の略。
 (注) 2. 「研究成果公開促進費（学術図書）」、「研究成果公開促進費（データベース）」の事業については、「合計」欄及び「算定期拠」欄を使用すること。
 (費目別使用内訳)は、「算定期拠」欄に記入すること。

繰越（翌債）を必要とする理由書

●●の繰越事由の中から該当する繰越事由の記号を選んで記載します。

研究課題	事業概要 変更後の計画	(当初計画)
研究機関名 課題番号 研究課題名	<当初計画> ○○○○ △年△月～△月 ◎◎◎◎ △年△月～△月 ●●●● △年△月～△月 <変更後の計画> ○○○○ △年△月～△月 ◎◎◎◎ □年□月～□月 ◇◇◇◇ □年□月～□月 ●●●● □年□月～□月	記号等 (1)計画にかかる諸条件 キ (新たな知見の発見)

以下の事項は必ず具体的に示す必要があります。

- ① 繰越事由が発生した時期
- ② 当初計画では予見できなかつたものであること
- ③ 計画の見直し、繰越が不可欠である理由
- ④ 計画の見直しの具体的な内容、見直し期間

繰越事由に応じて、次のようないくつかの点を具体的に示します。
 計画外の追加的措置に対し、費用の流用等で対応可能であり、予算の追加交付は不要であること。
 新たな知見の具体的な内容
 問題解決のためにとった措置
 代替者、代替機材の繰越年度内の確保の見込み
 繰越年度に開催するシンポジウムの成功の見込み
 記載の量よりも必要な事項を明確に示すことが重要です。

○補助事業の完了時期
平成 年 月 日

早くとも翌年度中に完了させます。
C-3の行程表ともリンクします。

「変更後の計画」は、時期や期間の変更だけでなく、新たな要素が加わっても構いません。
C-3の行程表ともリンクします。

様式 C-3

事業計画進行表

課題番号 _____

研究課題名 _____

	平成19年度												平成20年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
当初	○○○○												○○○○												
変更後													○○○○												

計画の変更後、時期だけがずれるものの、その部分の計画に要する期間についても変更があるものの区別をつけ、期間の変更がある場合には C-2 の理由書にその理由も示す必要があります。

また、研究期間が大幅に長くなる場合には、その分の研究費をどのように賄うのかについても説明が必要となる場合があります。

C-2 の理由書に示した内容を図示します。
C-2 と同じ内容にすることが重要で、それ以上に詳細に記載する必要はありません。

新たな計画要素が必要な理由について C-2 にて説明が必要。

※様式 C-2 「(当初計画) 変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。

科研費の繰越に係る留意点について

文部科学省研究振興局学術研究助成課

「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C－2）及び
「事業計画行程表」（様式C－3）作成の留意点

1. 「繰越（翌債）を必要とする理由書」（様式C－2）について

（1）繰越しの対象となるもの

科学研究費補助金において経費の繰越しの対象となるのは、その事由が①交付申請書における研究計画の範囲内であって、執行過程において②交付決定時には予想し得なかった③外部的要因（自然的、社会的諸条件（※））により、④当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた場合であり、かつ、⑤翌年度に完了する見込みのあるものです。

- ※ 1. 研究に際しての事前の調査 4. 気象の関係
2. 研究方式の決定の困難 5. 資材の入手難
3. 計画に関する諸条件

（2）上記（1）の下線部①から⑤までの各要件の留意点

①交付申請書における研究計画の範囲内であること

様式C－2（事業概要、当初計画、変更後の計画及び事由の具体的な内容）の記載内容は、交付申請書の研究計画の範囲内であること。

- ・当初計画との関連性
- ・所期の目的を達成するために繰り越すことが止むを得ないといえるか
- ・研究計画のどの部分に計画の変更を生じ、繰り越すこととなるか等が分かるように記述してください。

②交付決定時には予想し得なかつたことであること

予想し得なかつたものであるかについて、

- ・外部的要因の発生した時期が交付決定後であること。
- ・当初計画は十分に検討されたものであり、事前の調査又は準備不足等の不備がなかつたものであること。

等が分かるように記述してください。

なお、「交付申請時には既に判明していた」場合や明らかに「事前に予想することが可能」な場合等は、予想し得なかつたものとは認められません。また、「事前の調査又は準備不足」や「事前の調整の不備」等、研究体制のマネジメントが適切でないと見受けられる場合も繰越事由には該当しません。

③外部的要因（自然的、社会的諸条件）

外部的要因とは、研究者自らでは回避（対処）することができない、止むを得ない要因や状況を言います。

従って、専ら研究者の自己都合によるもの等は外部的要因に該当しません。

例えば「入札の不成立」は契約するための単なる手続き行為のため、繰越しの要件である経費の性質、事業が備えている特殊な事情とはいえないため、繰越しの理由（外部的要因）には該当しませんが、入札の不成立の結果を踏まえ、仕様又は設計に何らかの変更を加えなければならず、その変更に相当の日数を要するため事業を繰り越さざるを得ない場合等は「計画に関する諸条件」等の事由で繰り越すことは可能です。

④当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた

外部的要因が当初計画に影響を及ぼした場合であっても、対処方策を講じなかつたことによって、その結果年度内に補助事業が完了しなかつた場合は、繰り越しの対象にはなりません。

事由によっては、目的に沿って当該補助事業の年度内執行に努め、対処方策を講じる等、繰越しを避けるための最大限の努力がなされたかという視点からも審査が行われます。

⑤翌年度に完了する見込みである

繰り越すことになった原因が解決され、翌年度に完了することが分かることに記述してください。翌年度内に完了することが当初から見込まれない場合には、たとえ、それが事由に該当するものであっても認められません。

※ 事由の具体的な内容が不明な場合は、内容の確認・記述の修正をお願いすることになります。

- 繰越事由と変更後の計画の因果関係が明らかでない場合。
- 説明の内容が専門的すぎて分かりにくい場合。
- 記述内容が抽象的で、具体的に説明されてない場合。

2. 事業計画行程表（様式C－3）について

- ① 「当初」欄には、当初計画の行程の内容を端的に記述してください。
- ② 「変更後」欄には、当初欄の計画内容がどのように変更されるのかを分かりやすく記述するとともに、繰越の要因となった事象・時期・遅延期間等を記述してください。遅延期間がある場合は、当該期間を点線で表してください。
- ③ 様式C－2の「変更後の計画」欄に記載された「内容」と様式C－3の記載内容（線表）が、一致するよう記入してください。

平成18年度 科学研究費補助金繰越事例集

【繰越の事由】

- ・研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 4p
- ・計画に係る諸条件（新たな知見の発見） 6p
 - （研究者の確保） 7p
 - （海外研究協力者の事情） 8p
 - （研究用設備の開発の遅延） 9p
 - （研究内容・方法の変更） 10p
- ・資材の入手難（資材不足） 11p
- ・気象の関係（天候不良による観測時間の不足） 12p

注) 平成18年度に繰越が承認された事例に一部修正を加えております。

様式 C-2

縦越(翌債)を必要とする理由書

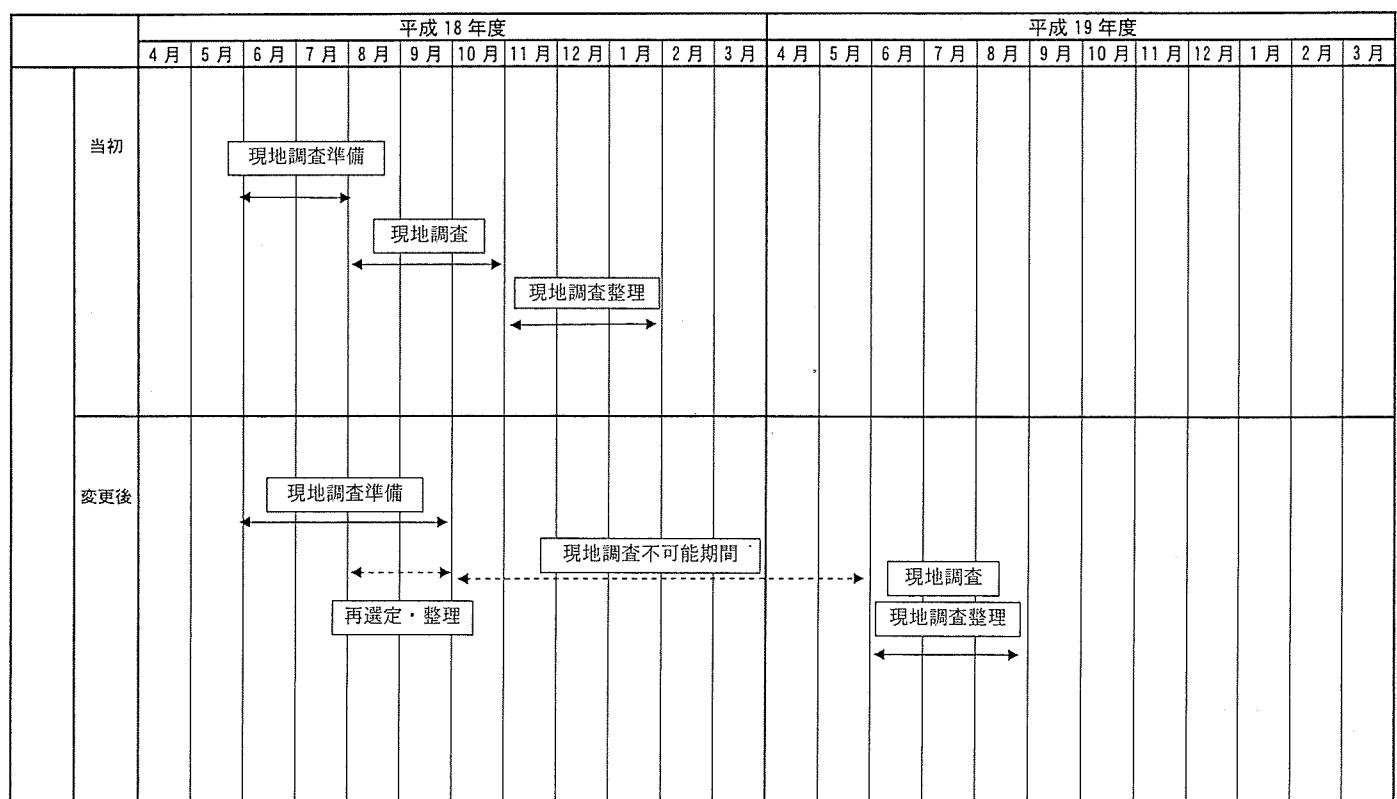
研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号 研究課題名	<p>本研究は、短期安定問題における軟弱性海岸崖の侵食現象とそれに起因する斜面崩壊に着目し、精確な予知・予測法の確立とその適切な防災対策法を構築するため、そのメカニズムと対策法を地盤工学の視点から解明・提案するものである。</p> <p>特に、一連の・・実験と・・型実験結果ならびに現地調査に基づいて、崩壊機構を明らかにするとともに安定性評価法提案の基礎資料を収集することを目的とする。</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇縦越事由が発生した時期 ◇当初の計画においては予見し得なかった理由 ◇再選定の必要性 ◇再選定の具体的経過 ◇計画外の再選定等に要する経費の措置方法 	<p><当初計画></p> <p>現地調査準備 平成18年6月～7月</p> <p>現地調査 平成18年8月～10月</p> <p>現地調査整理 平成18年11月～平成19年1月</p> <p><変更後の計画></p> <p>現地調査準備 平成18年6月～9月</p> <p>現地調査 平成19年6月～8月</p> <p>現地調査整理 平成19年6月～8月</p>	<p>①研究に際しての事前調査又は研究方式決定の困難 ア ○具体的な内容</p> <p>軟弱性海岸崖の侵食の現地調査を実施し、波の侵食現象に起因する斜面崩壊機構の特徴を斜面の土質情報に基づいて明らかにする研究計画を実施するにあたり、事前調査において侵食現象が確認された軟弱性海岸崖を選定したが、本調査を進めるうちに斜面崩壊機構に関しては波の侵食による影響よりも風化による影響が強いことが明らかとなった。</p> <p>そのため、本研究の対象としている“波の侵食現象が主因となる斜面崩壊”のメカニズムを明らかにする上では有効なデータが得られないことが7月に判明したため、新たに波の侵食現象が見られる軟弱性海岸崖を再選定する必要が生じたが、我が国では、このような軟弱性海岸崖は、岩盤から構成される海岸崖と比べてその数が少ないとから、当初の選定規模と同等規模の海岸崖を再選定するために、1ヶ月ほどの時間を要した。さらに、新たに選定した場所(・町付近の海岸斜面)の侵食被害報告調査の整理に1ヶ月ほど時間を要したことにより、調査準備期間が2ヶ月ほど遅れた。</p> <p>また、当初計画では現地調査を8月～10月に行う予定であったが、選定後の対象とした場所における気象条件、特に…では11月から翌年5月中旬までが冬季・春季期間であり適切な調査ができないと判断したことから、実験データの取得時期として適切な翌年6月から8月に延期して現地調査を行う必要がある。そのため18年度における現地調査の実施が不可能となった。なお、追加して行う再選定に要する経費は、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。</p> <p>○補助事業の完了時期</p> <p>平成19年8月31日</p>

様式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名



様式 C-2

縫越(翌債)を必要とする理由書

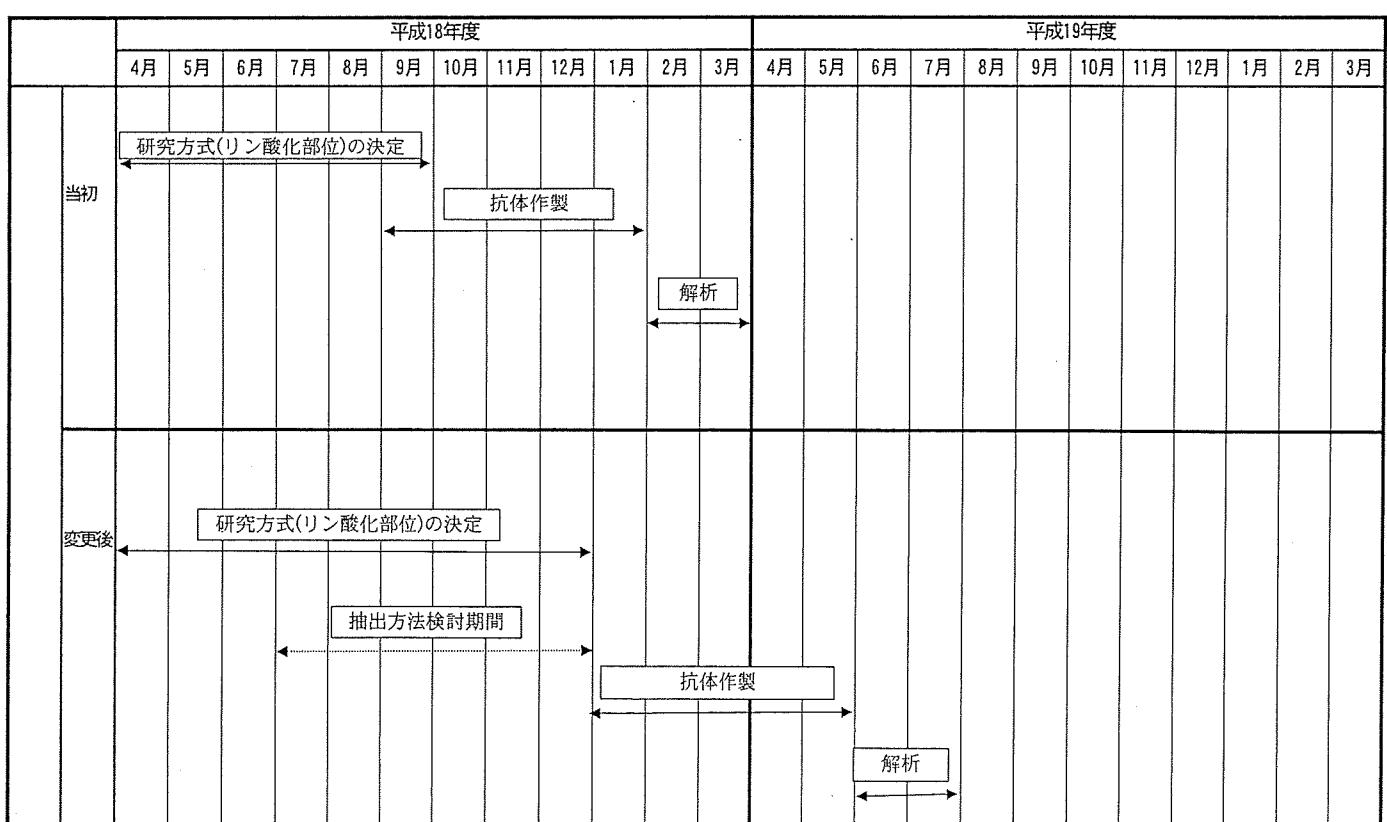
研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号 研究課題名	・の神経伝達物質受容体の・化による学習の制御メカニズムについて解析する。	<p><当初計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究方式(リン酸化部位)の決定 平成18年4月～9月 ○抗体作製 平成18年9月～平成19年1月 ○抗体作製と解析 平成19年2月～3月 <p><変更後の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究方式(リン酸化部位)の決定 平成18年4月～12月 ○抗体作製 平成19年1月～5月 ○解析 平成19年6月～7月 	<p>⑦研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 イ ○具体的な内容 当初の研究計画では、平成18年9月までに神経伝達物質受容体が・化される部位を決定し、抗体作製のための抗原となるペプチドを決定し、9月にその部位に対する・抗体の作製を開始することとしていた。 しかし、平成18年6月に、当初検討していた手法では、…(理由)であったことから神経伝達物質受容体が抽出できないことが判明したため、新たな抽出方法の検討が必要になり、その抽出方法の決定に6ヶ月を要し、・化される部位の決定が12月となったため、平成19年1月に予定していた抗体の納入が5月となり、その抗体を用いた解析の開始予定が6月となった。 この研究計画の一部分となる、抗体の作製とその解析が当初計画通りに実施できなくなり、平成18年度中に研究をまとめることが不可能となつたため、補助事業の年度内の完了が困難となつた。</p> <p>○補助事業の完了時期 平成19年7月31日</p>
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇縫越事由が発生した時期 ◇研究方式を見直す理由・必要性 ◇見直しの内容・経過 ◇当初計画のうちどの部分を縫越すこととなるか ◇縫越した事業の完了見込時期 			

様式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名



樣 式 C-2

繰 越 (翌 債) を 必 要 と す る 理 由 書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号	・・で活性化した・・剤と・・剤の不斉共役付加反応を探索、高機能化する。	①. 計画にかかる諸条件 キ (新たな知見の発見)	
研究課題名	上記の手法を亜鉛やホウ素に直結するアニオン種の不斉共役付加反応に拡張する。	<p>○ 具体的な内容</p> <p>平成 19 年 1 月初めに、「・の分子内不斉閉環反応が高度に触媒的に起こる」という、当初の予想をはるかに上回る興味深い結果を得た。この端緒的な発見は、・の触媒機能に新概念をもたらし、本研究の飛躍的な発展につながる当研究の成果に重要な影響を与えるものであり、データ分析を行うことが不可欠である。</p> <p>そのため、当初の計画を変更し、新たに発見した知見の実験・分析のためのデータ収集を優先する必要が生じ、データ分析等に 4 ヶ月の日数を要するため、補助事業の年度内の完了は不可能となった。</p> <p>なお、追加して行うデータ分析等に要する経費については、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。</p>	
[ポイント]	<p>◇縦越事由が発生した時期</p> <p>◇新たな知見の具体的な内容</p> <p>◇新たな知見を使用する必要性</p> <p>◇具体的な経過</p> <p>◇計画外のデータ分析等に要する経費の措置方法</p>	<p>○補助事業の完了時期</p> <p>平成 19 年 7 月 31 日</p>	

樣 式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

※様式C-2「(当初計画)変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。

様式 C-2

継越（翌債）を必要とする理由書

研究課題		事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号		・・の発育の環境応答性、とくに複雑系としての・・環境（・・環境）に対する応答性を解明する新たなアプローチを開拓する。具体的には、・・解析法を“・・的発育モデル”と結びつけることにより、「時々刻々と変化する複雑なフィールド環境（気温や日長）に対して作物発育（栄養成長や花芽分化、出穂など）を制御する各種の・・がどのように応答しながら個体発育を駆動させているか？」という問題を定量的に解析できる手法を確立する。		①計画に関する諸条件 キ（研究者の確保） ○具体的な内容 当初の研究計画は、本計画に必要な“・・解析”について卓越した技量を持った研究者である研究支援者に参画頂くこととしていたが、研究支援者の所属先研究機関での予期しない重大な変更（所属先研究機関で行っている研究プロジェクトにおいて追加の研究を行う必要が生じ研究期間が延長となった）が生じ、当該研究への参画が不可能となり、急遽代替者を探したが、当該技術の高度の専門性から、今年度中に雇用できる人材が見つからなかった。 このため研究支援者を雇用することが出来ず、当該研究支援者が担当する実験が半年以上まったく出来なくなってしまったため、この研究計画の一部分となる実験データ分析（・・解析）が当初計画通りに実施できなくなり、研究成果を取りまとめることが不可能となり補助事業の年度内の完了が困難となった。 なお、・・解析に使うデータの採取そのものは予定どおりに進んでおり、平成 19 年 4 月から雇用することで代替研究者の内諾を得ている。
研究課題名		<p>[ポイント]</p> <p>◇継越事由が発生した時期 ◇研究者が確保できなかつた具体的な理由 ◇研究計画における役割・重要性 ◇代替者確保が困難な理由 ◇代替者確保の見込</p>		○補助事業の完了時期 平成 19 年 10 月 31 日

様式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

		平成 18 年度												平成 19 年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初	変更後	実験												データ分析											

※様式 C-2 「(当初計画) 変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。

様式 C-2

縦越（翌債）を必要とする理由書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号 研究課題名	・・における・・教育の内容、・・における・・の・・研修、・・を中心とする・・教育のあり方を比較的に総合研究する。	<p><当初計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際シンポジウムの準備 平成 18 年 5 月～平成 18 年 7 月 ○国際シンポジウムの開催 平成 18 年 8 月～平成 18 年 10 月 ○国際シンポジウムの報告書作成 平成 18 年 11 月～平成 19 年 3 月 <p><変更後の計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際シンポジウムの準備 平成 18 年 5 月～平成 19 年 7 月 ○国際シンポジウムの開催 平成 19 年 8 月～平成 19 年 10 月 ○国際シンポジウムの報告書作成 平成 19 年 11 月～平成 20 年 3 月 	<p>①計画に関する諸条件 キ（海外研究協力者の事情）</p> <p>○具体的な内容</p> <p>・・教育に関する国際シンポジウムを平成 18 年度（夏期）に開催する予定でいた。その際、海外研究協力者に講演を依頼し、また本人からの同意を得ていたが、海外研究協力者の所属先の研究において、研究内容の分析・検討に予想外の日数を要したとのことで、予定していた開催時期までに完了せず、延長する必要が生じ、ぎりぎりまで日程調整をしたが、来日が困難となり、平成 18 年度にシンポジウムを実施できなくなった。</p> <p>この海外研究協力者は・・における・・の・・教育の研究に関し国際的に著名な研究者であり、同研究者の講演なしにシンポジウムを開催することはできず、また、シンポジウムの成果を活用することなしには当研究課題の目的（・・諸国との比較研究）を達成することができないため、補助事業の年度内の完了が困難となった。</p> <p>なお、再度日程調整等の結果、19 年度（夏期）にシンポジウムを開催することで、当該海外研究協力者の内諾を得ている。</p> <p>○補助事業の完了時期 平成 20 年 3 月 31 日</p>

[ポイント]

- ◇縦越事由が発生した時期
- ◇研究者が確保できなかった具体的な理由
- ◇研究計画における位置づけ・重要性
- ◇代替者確保が困難な理由
- ◇シンポジウム開催の見込

様式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

		平成 18 年度												平成 19 年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
当初																										
		国際シンポジウムの準備			国際シンポジウムの開催			国際シンポジウムの報告書等作成																		
変更後																										
							国際シンポジウムの準備									国際シンポジウムの開催			国際シンポジウムの報告書等作成							

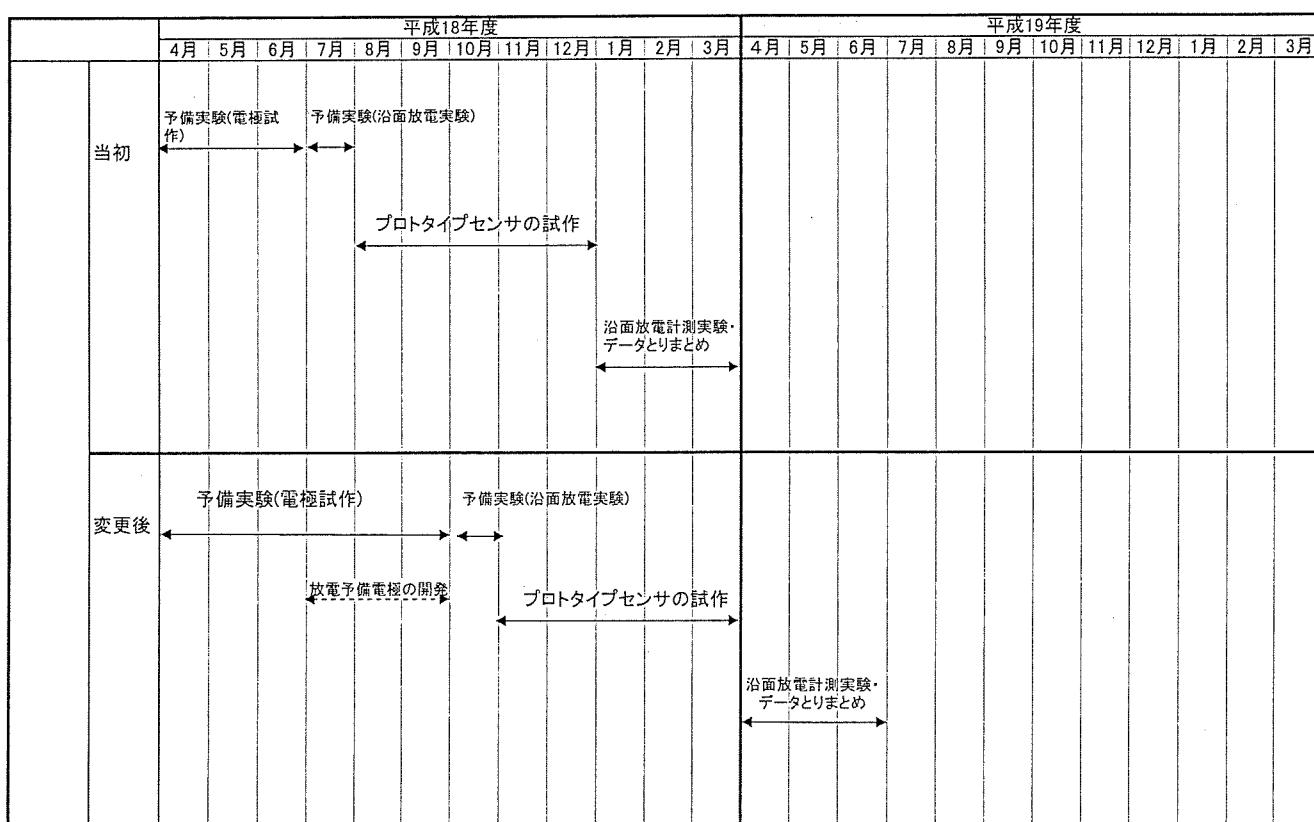
繰越(翌債)を必要とする理由書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号 研究課題名	<p>・・技術を駆使し、空間分解能が$3\mu m$と、従来の測定手法より2桁以上改善された電荷密度分布測定システムを構築し、沿面放電現象や絶縁物帶電現象を計測し、その機構解明する。</p> <p>【ポイント】 ◇繰越事由が発生した時期 ◇研究計画における役割・重要性 ◇研究用設備の開発遅延の理由（予見し得ない理由） ◇開発遅延の経過 ◇問題解決の見込 ◇計画外の問題解決に要する経費の措置方法</p>	<p>（当初計画） ○予備実験 平成18年4-7月 沿面放電電極の試作・基礎データの取得 ○プロトタイプセンサの試作 平成18年8-12月 ○沿面放電計測実験 平成19年1-3月 実験・データとりまとめ</p> <p>（変更後の計画） ○予備実験 平成18年4-10月 沿面放電電極の試作・基礎データの取得 ○プロトタイプセンサの試作 平成18年10-平成19年3月 ○沿面放電計測実験 平成19年4-6月 実験・データ取りまとめ</p>	<p>①計画に関する諸条件 キ（研究用設備の開発の遅延） ○具体的な内容 研究遂行にあたって、当初の計画においては、3ヶ月かけて放電予備電極を試作し、1ヶ月で放電実験によるセンサ設計の基礎データを取得し、その後5ヶ月かけて、プロトタイプセンサの設計・試作を行い、その後3ヶ月かけてプロトタイプセンサを用いた放電計測実験を行う予定であったが、放電予備電極を用いた実験において当初の計画では想定されていなかった電極基板の耐圧不足による絶縁設計の問題に対応する必要が生じ、放電予備電極の開発に新たに3ヶ月を要したため、当初研究計画通りに試作を行うことができなくなり、この研究計画の一部分となるプロトタイプセンサを用いた沿面放電計測実験及び実験データの分析が当初計画通りに実施できず、平成18年度中に研究をとりまとめることが不可能となった。 なお、追加して行う問題解決に要する経費については、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。</p> <p>○補助事業の完了時期 平成19年6月30日</p>

事業計画行程表

課題番号18686024

研究課題名



様式 C-2

縫越(翌債)を必要とする理由書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号 研究課題名	食虫植物の消化酵素を単離し、そのアミノ酸配列を解析する。配列情報からこれらの消化酵素がどのように進化してきたのかを推定する研究を行う。	<当初計画> ○タンパク質部分分解産物の・法によるアミノ酸配列決定実験 平成18年4月～9月 ○cDNAライブラリー作製と目的タンパク質cDNAの単離実験 平成18年10月～ 平成19年1月 ○シロイヌナズナでの相同遺伝子の機能解析実験 平成18年10月～ 平成19年1月 ○データ分析・まとめ 平成19年1月～3月 <変更後の計画> ○タンパク質部分分解産物の・法によるアミノ酸配列決定実験 平成18年4月～ 平成19年9月 ○cDNAライブラリー作製と目的タンパク質cDNAの単離実験 平成19年10月～ 平成20年1月 ○シロイヌナズナでの相同遺伝子の機能解析実験 平成19年10月～ 平成20年1月 ○データ分析・まとめ 平成20年1月～3月	① 計画に関する諸条件キ(研究内容・方法の変更) ○具体的な内容 当初の研究計画ではタンパク質分解酵素で部分分解した消化液中タンパク質を・法によってアミノ酸配列決定することとしていた。しかし、計画どおり平成18年9月まで実験を行ったところ、半数のタンパク質については予定どおり配列決定が成功したものの、残りの半数についてはほとんど分解できないという予想外の結果となつたため、引き続き10月から12月まで、異なる部分分解酵素を用いて繰返し実験を行つたもののが成功しなかつたが、平成19年1月にタンパク質熱分解法に成功し、部分分解できるようになった。 このため、タンパク質熱分解法の最適実験条件設定に、平成19年1月から4月までの4ヶ月を要し、さらにアミノ酸配列決定実験に平成19年5月から9月までの5ヶ月を見込まれることから、配列決定後着手する予定だったcDNAライブラリーの作成実験、シロイヌナズナを用いた実験も年度内完了が困難となり、平成20年3月までかかる見込みとなつた。 なお、研究内容・方法の変更に要する経費は、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。 ○補助事業の完了時期 平成20年3月31日

[ポイント]

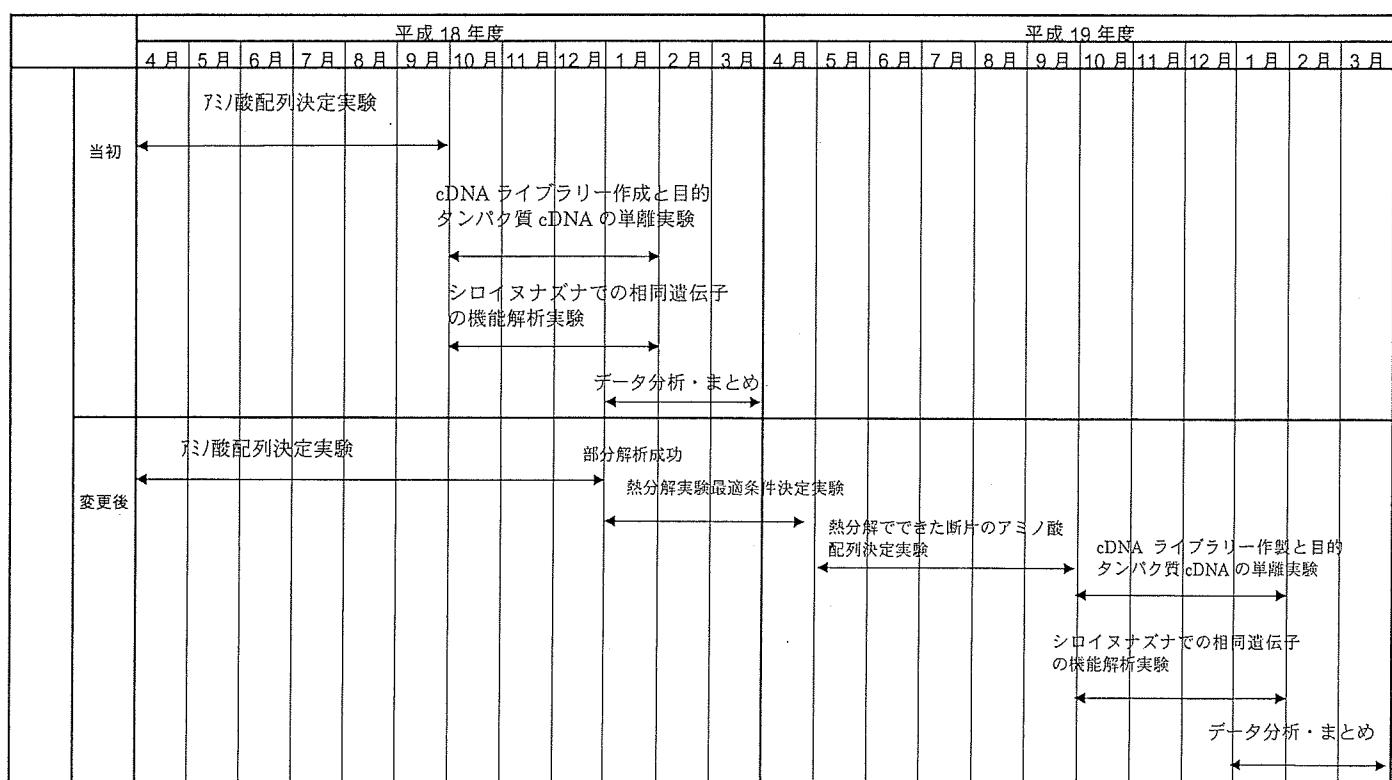
- ◇縫越事由が発生した時期
- ◇研究内容・方法の変更の経過
- ◇変更の必要性
- ◇問題点解決の見込
- ◇変更に要する経費の措置方法

様式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名



様式 C-2

繰越（翌債）を必要とする理由書

研究課題	事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号：	・・を分解出来ない・・はリウマチ関節炎になる。そのメカニズムの解明。	<当初計画> ○実験 平成18年4月～ 平成19年1月 ○データ分析・まとめ 平成19年2月～3月 <変更後の計画> ○ノックアウトマウスの作成 平成18年4月～ 平成19年1月 ○実験 平成19年2月 ～平成19年11月 ○データ分析・まとめ 平成19年12月～ 平成20年1月	⑥資材の入手難 ウ（資材不足） ○具体的な内容 平成18年4月に飼育室に飼っていた3,000匹のノックアウトマウスのうち、飼育管理は適切になされており不備はなかったにもかかわらず、約1,000匹が伝染病に感染した。この伝染病が他のマウスにも感染している可能性があるため、全マウスが実験に使用できなくなり、当該年度の実験に必要となる約700匹のマウスを確保することができなくなってしまった。 当該マウスは、自己免疫疾患に関する様々な遺伝子を欠損させた特殊なノックアウトマウスであり、他から入手することができない上、作成にはおよそ10ヶ月かかるため、当初の研究計画で予定した実験が遅れ、この研究計画の一部となるノックアウトマウスによる解析が実施できなくったため、年度内完了が困難となった。 ○補助事業の完了時期 平成20年1月31日
研究課題名：			
【ポイント】			
◇繰越事由が発生した時期			
◇資材不足となった理由			
◇問題の解決のためにとった措置			
◇問題点解決の見込			

様式 C-3

事業計画行程表

課題番号

研究課題名

		平成18年度												平成19年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
当初														実験												
変更後														ノックアウトマウスの作成												

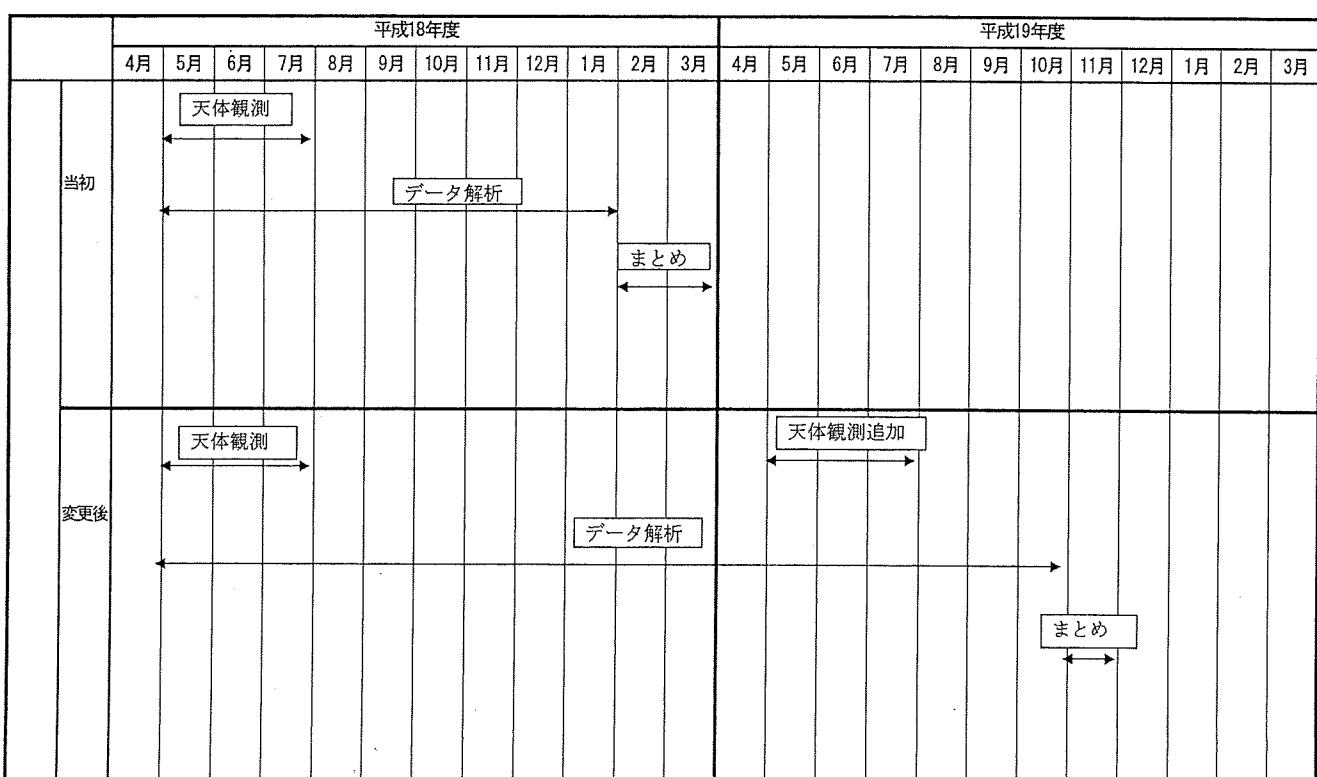
縫越(翌債)を必要とする理由書

研究課題		事業概要	(当初計画) 変更後の計画	事由
課題番号		星の大爆発の残骸である、超新星残骸からのガソマ線を観測し、高解像度の画像とエネルギー・ペクトルの情報から、我々の銀河系内に拡散している宇宙線の起源を解明する。	<当初計画> ○天体観測 平成18年5~7月 ○データ解析 平成18年5月~19年1月 ○まとめ 平成19年2~3月 <変更後の計画> ○天体観測 平成18年5~7月 ○天体観測追加 平成19年5~7月 ○データ解析 平成18年5月~19年10月 ○まとめ 平成19年11月	③気象の関係 工 (天候不良による観測時間の不足) ○具体的な内容 当初の研究計画では、研究対象である天体を観測し、データ解析を行うこととしていたが、観測を行う7月の夜間の晴天率が例年に比べて低く(50%程度)、当初計画していた観測時間を確保できず、十分なデータ量を取得することができなかつたため、観測時間の追加が必要であるが、研究対象である天体を観測できる時期は年間を通して限られており、次に観測できるのは平成19年5~7月であるため、データの解析及び研究成果の取りまとめを年度内に完了させることができ難くなった。
研究課題名				○補助事業の完了時期 平成19年11月30日
【ポイント】				
◇縫越事由が発生した時期 ◇異常気象であることの客観的事実(データなど) ◇異常気象が研究計画に及ぼす影響 ◇研究遅延の具体的経過 ◇問題点解決の見込				

事業計画行程表

課題番号

研究課題名



※様式C-2「(当初計画) 変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。

18文科振第1号
平成18年4月1日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長
清水潔

(印影印刷)

文部科学省大臣官房会計課長
合田隆史

(印影印刷)

科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて（通知）

科学研究費補助金による研究のうち、交付決定時には予想し得なかつたやむを得ない事由に基づき年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、平成15年度予算から、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上、当該経費を翌年度に繰越して使用することとなつております。

このたび、研究者が繰越し制度を積極的に活用できるよう、平成15年7月29日付け15文科振第276号文部科学省研究振興局長・大臣官房会計課長通知「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」の留意事項等を下記のとおり改正しました。

については、「財政法(昭和22年法律第34号)」、「会計法(昭和22年法律第35号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」その他関係する法令に基づくとともに、下記の留意事項に従い取扱うよう教職員へ周知くださるようよろしくお取り計らい願います。

なお、平成15年7月29日付け15文科振第276号文部科学省研究振興局長・大臣官房会計課長通知「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」は廃止します。

記

1. 岁出予算の繰越しの制度は、歳出予算の性質及び会計年度独立の原則に対する特例であるので、文部科学大臣を通じて財務大臣へ承認要求を行い、財務大臣の承認を得ることがあること。
2. 岁出予算の繰越しに当たっては、国が翌年度にわたって支出すべき債務を負担すること（翌債）となることから、繰越した経費と翌年度予算により実施する補助事業の経費

は混同して使用することはできないものであること。

3. 科学研究費補助金において経費の繰越しの対象となるのは、交付申請書において確認できる研究計画であって、交付決定時には予想し得なかった要因による、研究に際しての事前の調査、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、当該計画部分に係る経費を繰越す必要が生じた場合であり、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものであること。
4. 別紙1の繰越し事由を踏まえ、研究代表者が上記3. に掲げる繰越しの対象となると判断した場合には、当分の間、研究機関の事務局を通じて文部科学省研究振興局学術研究助成課に事前に相談すること。その際、対処の方法として経費の繰越し以外には方法がないこと、厳に年度内の執行が困難であること、かつ、当該経費が補助事業の目的の変更を伴わないことについても、説明できるようにしておくこと。
5. 翌年度早期に執行を要するものについては、研究代表者は研究機関の事務局を通じて事由発生後速やかに相談の上、繰越承認要求の手続を行うこと。
6. 繰越承認要求の手続に当たっては、以下の点に留意すること（別紙2参照）。（1）事前相談に際して、研究代表者は繰越承認要求額及び繰越理由を記載した繰越承認要求書を研究機関の事務局を通じて文部科学省研究振興局学術研究助成課に提出すること。その際、繰越承認要求額は予定額でよいが、その算定に当たっては、①交付申請書において確認できる研究計画部分に係る経費であること及び②当該研究計画と繰越し事由との関係を明確にするとともに、③その経費を繰越すことが必要である理由、算定根拠及び補助事業の完了時期を示すこと。（2）研究代表者は、上記（1）の事前相談の際には、繰越予定額で繰越承認要求を行うことができるが、審査及び承認と並行して、繰越額を決定するとともに通知に従い、一旦概算払いにより交付された科学研究費補助金のうち繰越相当分を文部科学省または日本学術振興会に、一時的に返還する必要がある。なお、繰越承認後に、繰越額が上記（1）の予定額を超えた場合には、新たに承認要求手続が必要となるので十分注意すること。（3）間接経費が措置されている課題については、原則、直接経費の30%相当の間接経費も返還することとなる。
7. 上記6. の承認要求に基づく審査の結果、繰越しが承認されなかった場合、一旦返還された上記科学研究費補助金は再交付しない。
8. 繰越しが承認された経費については、以下の点に十分留意して使用すること。（1）上記6. において返還された補助金及び間接経費は、翌年度に、支払請求に基づき交付を行う。

- (2) 翌年度にわたって補助事業期間を延長し、繰越した経費により補助事業を遂行する際、繰越された経費による補助事業（以下「繰越事業」という。）と、翌年度分として既に内約されている補助事業（以下「内約事業」という。）は、同一年度（翌年度）に実施される補助事業ではあるが、本来別々の事業であることから、上記2.について特に留意すること。
- (3) 繰越事業に係る経費を除いて本年度に実施される補助事業は、翌年度の4月30日までに会計年度終了時に報告する実績報告書として提出し（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第14条後段）、かつ、翌年度に実施される繰越事業を含む本年度からの補助事業全体の実績報告書については、改めて、当該補助事業完了後30日以内に文部科学大臣または日本学術振興会理事長に提出することとなる（同法第14条前段）。

したがって、例えば、翌年度において繰越事業を遂行する際、別途、内約事業がある場合には、①繰越事業を除く本年度の年度終了実績報告書、②繰越事業を含む本年度からの補助事業全体の完了実績報告書及び③内約事業の完了実績報告書をそれぞれ文部科学大臣または日本学術振興会理事長に提出することとなる。

9. 繰越した経費の再繰越しは、原則として認めない。

担当 研究振興局学術研究助成課／企画室
電話 03-6734-4091／4092

科学研究費補助金における繰越し事由

繰越しの対象となるのは、下記「I」の6つの繰越し事由のいずれかに該当し、交付申請書において確認できる研究計画の一部に係る経費を繰越すことが必要な場合であり、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものである。

また、下記「II」に繰越し事由ごとに具体例を示しているが、繰越しの具体的理由はこれだけに限られるものではない。

I 繰越し事由

- 1 研究に際しての事前の調査
- 2 研究方式の決定の困難
- 3 計画に関する諸条件
- 4 気象の関係
- 5 資材の入手難
- 6 その他のやむを得ない事由（1～5の事由に類似した事由に限る。）

II 繰越し事由の具体例

1 研究に際しての事前の調査

・○○の材料に関する研究を行うに当たって、これに用いる関連材料について、当初の計画においては予見し得なかった新材料が他の研究グループにおいて開発されていることが○月に判明したため、これを用いるに際し、その材料について事前に解析・調査を行う必要が生じ、研究が○ヶ月遅れ、年度内完了が困難となった。

2 研究方式の決定の困難

・○○に関する材料の研究開発において競争関係にある○○研究所の開発した材料が、当初予見していた○○の条件下であっても、全く別の内的要因により十分な強度を保つことができず事故に至ることが報告され、○○研究所が開発した材料と同程度以上の世界最高水準の厳しい条件下で現在研究している材料についても、○○条件の克服だけでは、十分に信頼性の高い材料開発が困難であることが明らかとなり、研究方式を再検討する必要が生じ、この検討に予想外の日数を要したため、年度内完了が困難となった。

3 計画に関する諸条件

- ・ ○○に関する国際シンポジウムを○月に開催する予定でいた。その際、海外招へい研究者に講演を依頼し、また本人からの同意を得ていたが、開催直前になって自己都合により欠席することとなった。この研究者は○○の研究に関し国際的に著名な研究者であり、同研究者の講演なしにシンポジウムを開催することはできないため、翌年度にシンポジウムを延期し、再度日程調整等の必要が生じたことから、年度内完了が困難となった。
- ・ 予定していた○○国○○研究機関における、○○に関する国際共同研究において、○○国内における○○の事故により、相手方より共同研究について○ヶ月延期してほしい旨依頼があり、年度内完了が困難となった。
- ・ ○○月に開催されたシンポジウムにおいて、研究成果の発表を行ったが、その時の参加者との意見交換において、当初の研究計画において行おうとしていた研究の一部について、別の研究グループが既に行っており、その方法では解決できないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じ、その変更に予想外の日数を要したため、年度内完了が困難となった。
- ・ 当初の研究計画は○○について卓越した技量を持った研究者である○○研究者（研究支援者）に参加頂くこととしていたが、○○研究者（研究支援者）の所属先研究機関での研究に予期しない重大な遅延が生じ、当該研究への参加が遅れてしまい、○○研究者が担当する実験が半年間まったく出来なかつたため、全体の研究計画の進捗が遅れ、当初の研究計画を変更する必要が生じ、年度内完了が困難となった。
- ・ ロボットの試作を行うに当たって、当初の計画においては、○ヶ月をかけて様々な解析手法や評価方法を開発し、その手法を用いて新しいロボットの試作を行う予定であったが、○○の発生により、その開発に予想外の日数を要したため、当初研究計画通りに試作を行うことができなくなり、年度内完了が困難となった。
- ・ 研究を実施していく中において、○○の事象が生じたことで当初予定していた成果が得られないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため年度内の完了が困難となった。
- ・ 研究の進展に伴い、当初予想し得なかつた新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため年度内に完了することが困難となった。

4 気象の関係

- ・〇〇地方における〇〇に関する研究において野外調査を予定していたが、例年ない豪雪（台風、豪雨など）により必要な研究環境が確保できず〇か月間の遅れが生じたため野外調査の年度内完了が困難となった。

5 資材の入手難

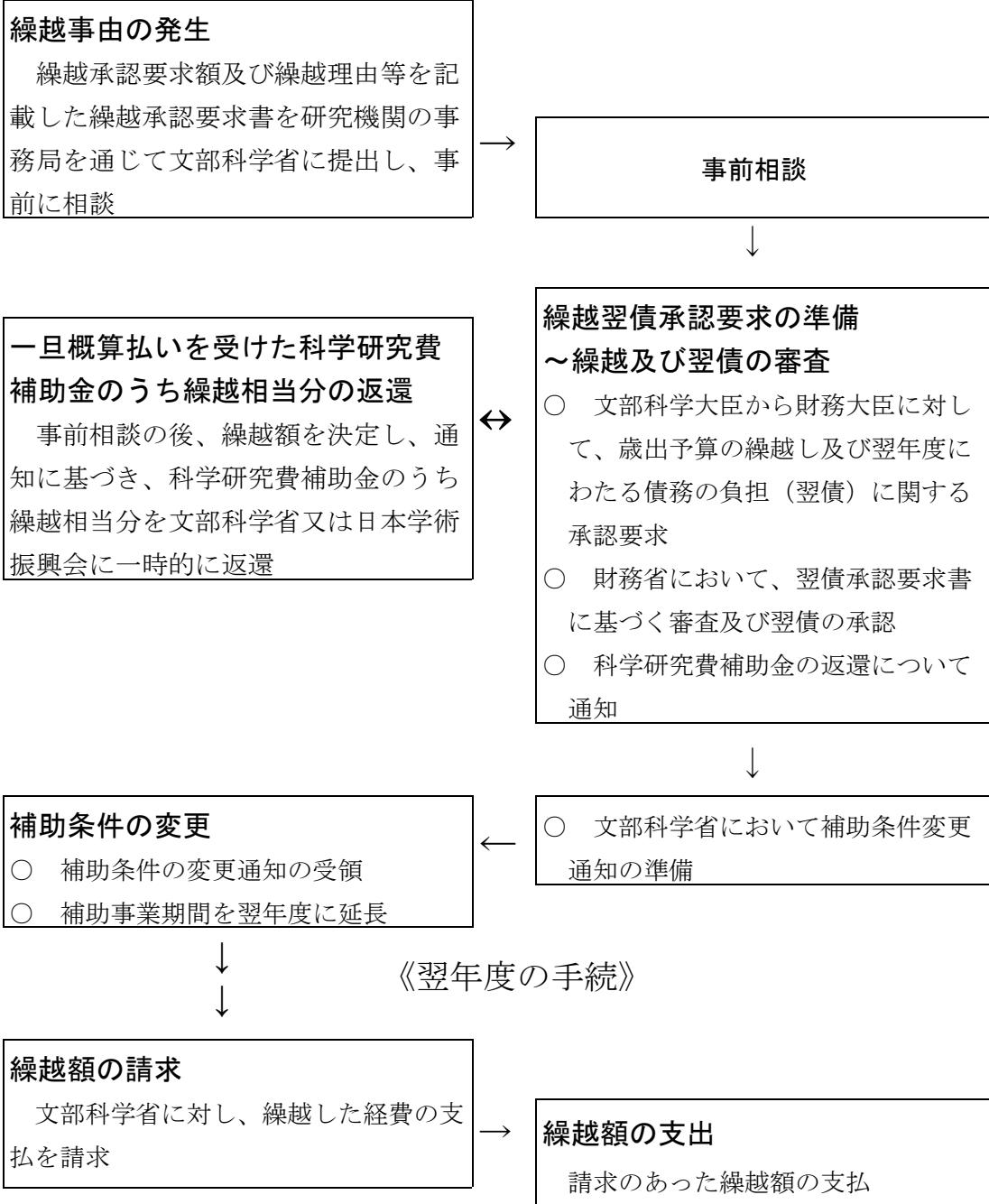
- ・〇〇に関する研究に係る装置の運転に必要な〇〇について、物品供給契約を〇〇株式会社との間で締結していたが、当該会社の工場が〇〇により被害を受け、その復旧に予想以上の日数を要し、当該部品の納入が約〇ヶ月遅れることとなり、年度内完了が困難となった。
- ・当初の研究計画を実施する上で不可欠であった装置の一部が〇〇月に故障し、部品を交換しなければならなくなつたが、当該部品が特注品であるため、納品まで〇ヶ月を要し、翌年度にならなければ納品、据え付けができないことから、年度内完了が困難となった。
- ・飼育室で飼っていた〇〇匹のトランスジェニックマウスのうち、〇〇匹が伝染病に感染し、当該年度の実験に必要となるマウスを確保することができなくなった。当該マウスは特殊な遺伝子操作を行ったものであるため、他からの入手に手間取り、当初の研究計画で予定していた実験の一部が遅れ、年度内完了が困難となった。
- ・臨床研究を行うに当たって、〇〇名の患者から血液を採取して解析する予定であったが、〇〇名の患者からしか協力を得ることができず、年度内に必要数を確保することができなくなり、年度内完了が困難となった。
- ・圃場において栽培していた実験用植物が、夏場の高温により病虫害の被害を受け、実験に用いることができなくなったが、これに代わる実験用植物の他からの入手が遅れたため、当初の研究計画において予定していた実験の一部の年度内完了が困難となった。

科学研究費補助金における繰越及び翌債の手続の取進め 一抜粋一

研究代表者

文部科学省 等

《当該年度の手続》



研究者の皆様へ

平成 19 年度科研費繰越申請書記入要領

平成 18 年度繰越に係る審査の経験を踏まえ、繰越申請書における各繰越事由の書き方や、チェックポイントについては、別紙を参照いただきますようお願いいたします。

外部資金戦略グループ
科学研究費補助金チーム

様式 C - 1

繰越(翌債)承認要求額の算定根拠

研究種目	研究種目及び課題番号を 内定等で確認し正しく記載してください。					
課題番号						
繰越(翌債) 承認要求額	合計(+)	間接経費	直接経費	費用品費	旅費	使用料
2,120,000円	0円	2,120,000円	<u>2,000,000円</u>	0円	0円	120,000円
算定根拠	物品費に該当する納入予定の抗体の費用として1,000,000円、また抗体を用いた解析のための材料費として1,000,000円の計2,000,000円 その他に該当するデータ解析の計算機使用料として120,000円が必要である。					

算定根拠については、費目別の金額の積算根拠が分かるよう記載して下さい。また、単価、数量等も分かる範囲内で記載して下さい。

- (注) 1.『翌債』とは、「国の翌年度にわたる債務負担」の略。
 (注) 2.「研究成果公開促進費(学術図書)」「研究成果公開促進費(データベース)」の事業については、「合計」欄及び「算定根拠」欄を使用すること。
 (費目別使用内訳は、「算定根拠」欄に記入すること。)

昨年度分の縦越審査の経験を踏まえ、留意すべき点を吹き出しで記載しました。特に **当初計画**・**変更後の計画**・**具体的な内容**の記述とC-3の線表が一致しているか必ず確認して下さい。また、**具体的な内容**で記載すべき内容は昨年度から変更されている部分がありますので、事由毎に昨年度と比較した記載例も作成し別紙として添付しました。必ず確認下さい。

様式C-2

研究課題名 課題番号 研究課題名	事業概要 研究課題番号及び研究課題名を内定等で確認し正しく記載して下さい。	(当初計画) <当初計画> 研究方式（リン酸化部位）の決定 平成19年4月～9月 抗体製作	変更後の計画 記号等 研究に際しての事前調査又は研究方法の決定の困難イ 具体的な内容 当初の研究計画では、平成19年9月までに神経伝達物質受容体が・・化される部位を決定し、抗体作製のための抗原となるペプチドを決定し、9月にその部位に対する・・抗体を作製を開始することとした。 しかし、平成19年6月に、当初検討していた手法では、・・（理由）であったことから神経伝達物質受容体が抽出できないことが判明したため、新たな抽出方法の検討が必要になり、その抽出方法の決定に6ヶ月を要し、・・化される部位の決定が12月となつたため、平成20年1月に予定していた抗体の納入が5月となり、その抗体を用いた解析の開始予定が6月となつた。 <変更後の計画> 研究方式（リン酸化部位）の決定 抗体製作 平成20年1月～5月 解析 平成20年6月～7月 補助事業の完了時期 平成20年7月31日
東京大学 課題番号 研究課題名	・・の神経伝達部室受容体の・・化による学習の制御メカニズムについて解析する。	平成19年9月～平成20年1月 抗体製作と解析 平成20年2月～3月 抗体作製	補助事業の完了予定期を正しく記載して下さい。（C-3の研究完了時期と同じであることを確認して下さい。）

縹 越 事 由

縹 越 事 由	記 号 等
(研究に関しての事前の調査) (例) 研究に際しての事前の調査に予想外の日数を要したため	研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 ア
(研究方式の決定の困難) (例) 研究方式の決定に予想外の日数を要したため	研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 イ
(計画に関する諸条件) (例) ・新技術・新材料及び新規条件の出現により当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため ・国際シンポジウム等の招へい研究者の事情急変により国際シンポジウム等の開催計画の見直しに予想外の日数を要したため ・諸外国との共同研究において当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため ・研究の進捗状況に応じた評価の実施により当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため ・優秀な研究者の適時確保の必要性により当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・当初予定していた成果が得られないことが判明したことにより当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため ・予想し得なかった新たな知見が得られたことにより当初計画の改良・変更に予想外の日数を要したため	計画に関する諸条件 キ (具体的な内容)
(気象の関係) ・豪雨(月)のため、当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・豪雪(月)のため、当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・波浪(月)のため、当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・気象の関係により、当初計画の実施に予想外の日数を要したため	気象の関係 ア (月) 気象の関係 イ (月) 気象の関係 ウ (月) 気象の関係 ク (具体的な内容)
(資材の入手難) (例) ・研究計画遂行上必要となる研究用設備の納入の遅延のため当初計画の実施に予想外の日数を要したため ・希少な素材・材料、実験用動植物の入手困難のため当初計画の実施に予想外の日数を要したため	資材の入手難 ウ (具体的な内容)

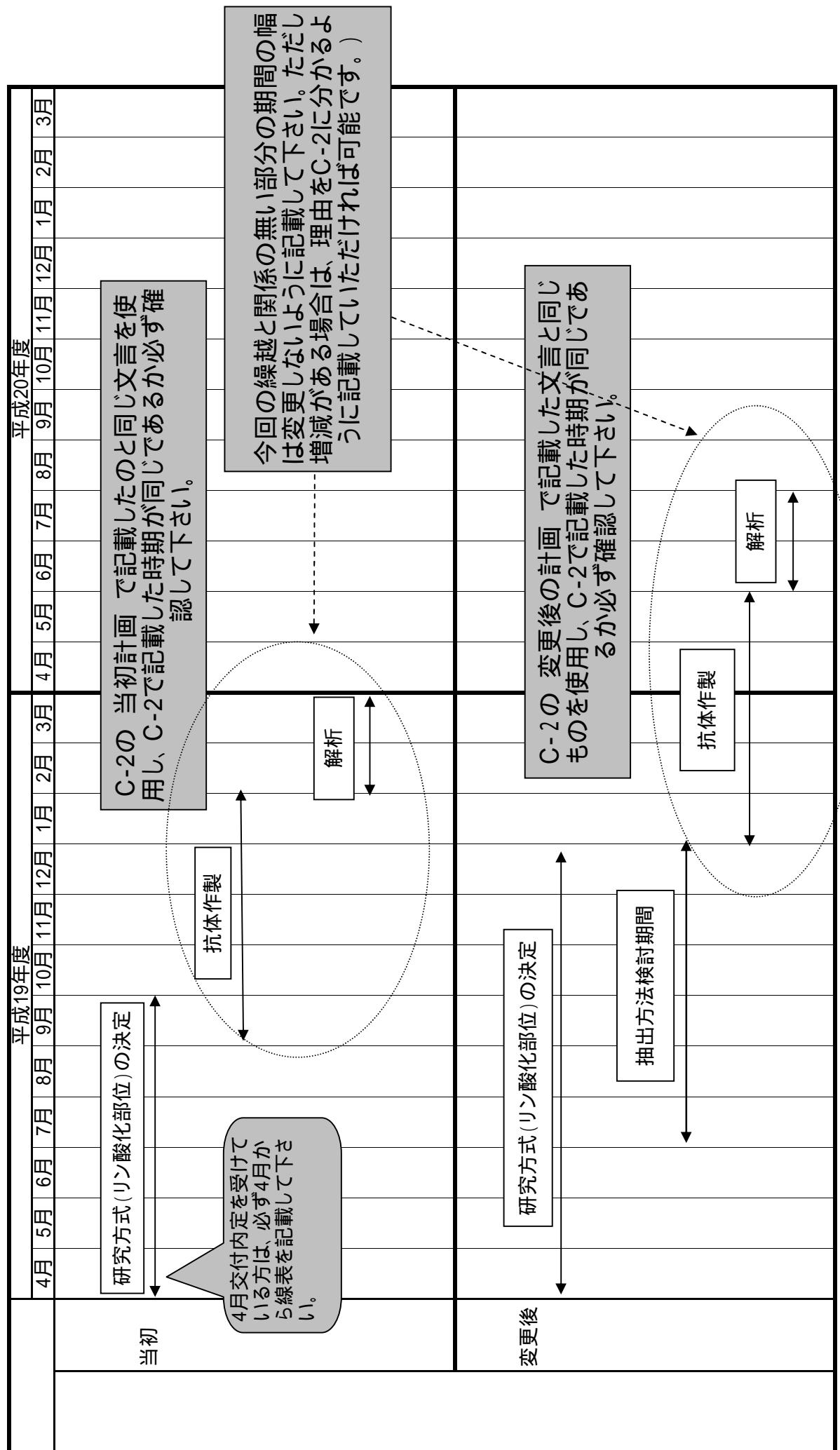
記号等の番号は財務省通知による縹越事由の分類番号です。

様式 C - 3 課題番号・研究課題名を
正しく記載して下さい。

課題番号・研究課題名を
正しく記載して下さい。

研究課題名

課題番号

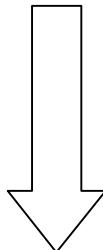


様式C-2「(当初計画)変更後の計画」欄の内容について、線表で示すこと。

平成 18 年度繰越事由

研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 ア

の材料に関する研究を行うに当たって、これを用いる関連材料について、当初の計画においては予見し得なかった新材料が他の研究グループにおいて開発されていることが月に判明したため、これを用いるに際し、その材料について事前に解析・調査を行う必要が生じ、研究が ケ月遅れ、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の ~ にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

記入の際のポイント

繰越事由が発生した時期

当初の計画においては予見しえなかつた理由（調査対象再選定の必要性）

再選定の具体的経過

計画外の再選定等に要する経費の措置方法

平成 19 年度繰越事由（記載例）

研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 ア

具体的な内容

波の浸食に起因する斜面崩壊メカニズムを、斜面の土壤情報に基づいて明らかにする研究計画において、事前調査によって選定した軟弱性海岸崖が、本調査を進めるうち、7月の時点で、波の浸食よりも、風化による影響を強く受けており、有効なデータが得られないことが判明した。

そこで別の海岸崖を選定することとしたが、わが国には軟弱性海岸崖は岩盤崖に比べて数がないため、この選定に時間を要し、結局本格調査開始が 2 ヶ月ほど遅れる結果となった。しかし新選定地の冬季の気象条件が厳しく、3 ヶ月を予定する調査の実施は困難と判明し、翌年 6 月～8 月を待たざるを得ないこととなった。

以上のことから、研究計画期間を下記の日まで延長したいので、繰越明許申請を行うものである。
なお、再選定に係る経費は、すでに交付を受けている補助金で対応可能であり、追加の予算措置は不要である。

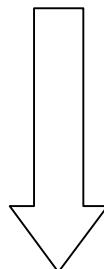
補助事業の完了時期

平成 20 年 8 月 31 日

平成 18 年度繰越事由

研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定困難 イ

に関する材料の研究開発において競争関係にある 研究所の開発した材料が、当初予見していた の条件下であっても、全く別の内的要因により十分な強度を保つことができず事故にいたることが報告され、 研究所が開発した材料と同程度以上の世界最高水準の厳しい条件下で現在研究している材料についても、 条件の克服だけでは、十分に信頼性の高い材料開発が困難であることが明らかとなり、研究方式を再検討する必要が生じ、こと検討に予想外の日数を要したため、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の ~ にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

記入の際のポイント

繰越事由が発生した時期

研究方式を見直す理由・必要性

見直しの内容・経過

平成 19 年度繰越事由（記載例）

研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難 イ

具体的な内容

当初の計画では、平成 19 年 9 月までに神経伝達物質受容体が...化される部位を決定し、抗体作成のための抗原となるペプチドを決定した後、その部位に対する...抗体の作成を開始することとしていた。

しかし、 平成 19 年 6 月に、当初想定していた手法では、（理由を記入）であることから神経伝達物質受容体が抽出できないことが判明し、 新たな抽出方法の模索を強いられ、その決定に 6 ヶ月を要したため、計画の進捗がそれだけ遅れる結果となつた。

以上のことから、研究計画期間を下記の日まで延長したいので、繰越明許申請を行うものである。

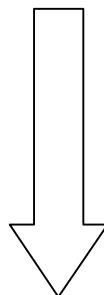
補助事業の完了時期

平成 20 年 9 月 30 日

平成 18 年度繰越事由

計画に関する諸条件 キ

研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の～にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

記入の際のポイント

- 繰越事由が発生した時期
- 新たな知見の具体的内容
- 新たな知見の使用する必要性
- 具体的経過
- 計画外のデータ分析等に要する経費の措置方法

平成 19 年度繰越事由（記載例）

計画に関する諸条件 キ（新たな知見の発見）

具体的な内容

平成 20 年 1 月はじめに、「...分子内不斉閉環反応が高度に触媒的に起こる」という当初の予想をはるかに上回る興味深い結果を得た。この端緒的な発見は、...の触媒機能に新概念をもたらし、本研究の成果を飛躍的に高めるだけでなく、当該研究分野の発展に対する革新的な寄与を期待させる潜在的 possibility をもつものと思われる。

そのため、当初の計画を変更し、この新たな知見の更なる追究に向けた実験・分析のためのデータ収集を優先させることとしたが、この作業等には年度を越えて更に 4 ヶ月を必要とする見込みである。

以上のことから、研究計画期間を下記の日まで延長したいので、繰越明許申請を行うものである。なお、上記追加作業に要する経費は、既に交付を受けている補助金で対応可能である。

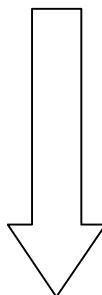
補助事業の完了時期

平成 20 年 7 月 31 日

平成 18 年度繰越事由

計画に関する諸条件 キ

研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の～にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

記入の際のポイント

- 繰越事由が発生した時期
- 新たな知見の具体的内容
- 新たな知見の使用する必要性
- 具体的経過
- 計画外のデータ分析等に要する経費の措置方法

平成 19 年度繰越事由（記載例）

計画に関する諸条件 キ（新たな知見の発見）

具体的な内容

本研究の主要な研究対象は・・・家の伝来史料である。平成 19 年 12 月に、従来の調査では現存しているとは予想し得なかった新たな史料（・・・を示す絵図、・・・に関する文書）が、・・・の・・・家旧家臣家に保管されていることが調査の過程で判明した。この史料は当研究に重要な影響を与える貴重なものであり、それらの史料を分析して十分な研究成果を得るために、史料の借用に関する・・・家の調査に 1 ヶ月、関連史料の調査に約 2 ヶ月、さらにその成果を踏まえた従来の分析結果の手直しに 1 ヶ月を要したため、当初の研究計画を変更する必要が生じ、補助事業の年度内の完了が困難となつた。

また、上記追加作業に要する経費は、既に交付を受けている補助金で対応可能である。

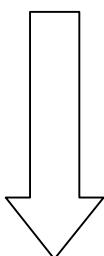
補助事業の完了時期

平成 20 年 6 月 30 日

平成 18 年度繰越事由

計画に関する諸条件 キ

当初の研究計画には キについて卓越した技量を持った研究者である 研究者(研究支援者)に参加頂くこととしていたが、 研究者(研究支援者)の所属先研究機関での研究に予期しない重大な変更(研究者の共同研究者の予期しない人事異動により一人で実験を遂行せねばならず研究期間が延長した)が生じ、当該研究への参画が平成 19 年 4 月以降となった。このため、 研究者を平成 18 年度中に雇用することが出来ず、 研究者が担当する実験が半年間まったく出来なくなつたため、補助事業の年度内の完了が困難となつた。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の ~ にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

記入の際のポイント

繰越事由が発生した時期

当初予定していた研究者が確保できなかつた具体的な理由

代替者確保が困難な理由

研究計画における役割・重要性

代替者確保の見込

平成 19 年度繰越事由（記載例）

計画に関する諸条件 キ（研究者の確保）

具体的な内容

当初の研究計画は、本計画に必要な “・・・ 解析 ” について卓越した技量を持った研究者である研究支援者に参画頂くこととしていたが、 平成 19 年 8 月頃に 研究支援者の所属先研究機関での予期しない重大な変更 (所属研究機関で行っている研究プロジェクトにおいて追加の研究を行う必要が生じ研究期間が延長となつた) が生じ、当該研究への参画が不可能となり、急遽代替者を探したが、 当該技術が高度な専門性を要することから、今年度中に雇用できる人材が見つからなかつた 。

このため研究支援者を雇用することが出来ず、 当該研究支援者が担当する実験が半年以上まったく出来なくなつたため、この研究計画の一部分となる実験データ分析 (・・・ 解析) が当初計画通りに実施できなくなり、研究成果を取りまとめることが不可能となり、研究成果を取りまとめることが不可能となり補助事業の年度内の完了が困難となつた。

なお、・・・ 解析に使うデータの採取そのものは予定どおりに進んでおり、平成 20 年 4 月から雇用することで代替研究者の内諾を得ている 。

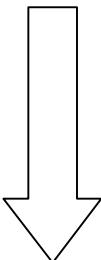
補助事業の完了時期

平成 20 年 10 月 31 日

平成 18 年度繰越事由

計画に関する諸条件 キ

に関する国際シンポジウムを 月に開催する予定でした。その際、海外招へい研究者に講演を依頼し、また本人からの同意をえていたが、開催直前になって自己都合により欠席することとなった。この研究は の研究に関し国際的に著名な研究者であり、同研究者の講演なしにシンポジウムを開催することはできないため、翌年度にシンポジウムを延期し、再度日程調整等の必要が生じたことから、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の ~ にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

<記入の際のポイント>

繰越事由が発生した時期

研究者が確保できなかつた具体的な理由

研究計画における位置づけ・重要性

代替者確保が困難な理由

シンポジウム開催の見込み

平成 19 年度繰越事由（記載例）

計画に関する諸条件 キ（海外研究協力者の事情）

具体的な内容

・ 教育に関する国際シンポジウムを平成 19 年度（夏期）に開催する予定でした。その際、海外研究協力者に講演を依頼し、また本人からの同意を得ていたが、本年度の 7 月頃に 海外研究協力者の所属先の研究において、研究内容の分析・検討に予想外の日数を要したとのことで、予定していた開催時期までに完了せず、延長する必要が生じ、ぎりぎりまで日程調整をしたが、来日が困難となり、平成 19 年度にシンポジウムを実施できなくなった。

この海外研究協力者は・・・における・・・の・・・教育の研究に監視国際的に著名な研究者であり、同研究者の講演なしにシンポジウムを開催することはできず、また、シンポジウムの成果を活用することなしには当研究課題の目的（・・諸国との比較研究）を達成することができないため、補助事業の年度内の完了が困難となった。

なお、再度日程調整等の結果、20 年度（夏期）にシンポジウムを開催することで、当該海外研究協力者の内諾を得ている。

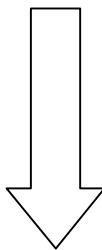
補助事業の完了時期

平成 20 年 3 月 31 日

平成 18 年度繰越事由

計画に関する諸条件 キ

ロボットの試作を行うに当たって、当初計画においては、3ヶ月をかけて様々な解析手法や評価方法を開発し、その手法を用いて新しいロボットの試作を行う予定であったが、の発生により、その開発に予想外の日数を要したため、当初研究計画通りに試作を行うことができなくなり、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の～にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

<記入の際のポイント>

繰越事由が発生した時期

研究用設備の開発遅延の理由（予見し得ない理由）

開発遅延の経過

計画外の問題解決に要する経費の措置方法

平成 19 年度繰越事由（記載例）

計画に関する諸条件 キ（研究用設備の開発の遅延）

具体的な内容

研究遂行にあたって、当初の計画においては、3ヶ月かけて放電予備電極を試作し、1ヶ月で放電実験によるセンサ設計の基礎データを取得し、その後 5 ヶ月かけて、プロトタイプセンサを用いた放電計測実験を行う予定であったが、本年度の 6 月に 放電予備電極を用いた実験において当初の計画では想定されていなかった電極基盤の耐圧不足による絶縁設計の問題に対応する必要が生じ、放電予備電極の開発に新たに 3 ヶ月を要したため、当初研究計画通りに試作を行うことができなくなり、この研究計画の一部分となるプロトタイプセンサを用いた沿面放電計測実験及び実験データの分析が当初計画通りに実施できず、平成 19 年度中に研究をとりまとめることが不可能となった。

なお、追加して行う問題解決に要する経費については、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。

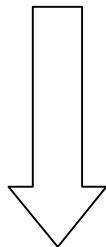
補助事業の完了時期

平成 20 年 6 月 30 日

平成 18 年度繰越事由

計画に関する諸条件 キ

研究を実施していく中において、 の事象が生じたことで当初予定していた成果が得られないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じたことにより、その調整に予想外の日数を要したため、補助事業の年度内の完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の ~ にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

<記入の際のポイント>

- 繰越事由が発生した時期
- 研究内容・方法の変更の経過
- 研究内容・方法の変更の必要性
- 問題点解決の見込
- 変更に要する経費の措置方法

平成 19 年度繰越事由（記載例）

計画に関する諸条件 キ（研究内容・方法の変更）

具体的な内容

当初の研究計画ではタンパク質分解酵素で部分分解した消化液中タンパク質を・法によってアミノ酸配列決定することとしていた。しかし、計画どおり平成 19 年 9 月まで実験を行ったところ、半数のタンパク質については予定どおり配列決定が成功したものの、残り半数についてはほとんど分解できないという予想外の結果となつたため、引き続き 10 月～12 月まで異なる部分分解酵素を用いて繰り返し実験を行つたものの成功しなかつたが、平成 20 年 1 月にタンパク質熱分解法に成功し、部分分解できるようになった。

研究内容・方法について再検討をした結果、タンパク質熱分解法の最適実験条件設定に、平成 20 年 1 月～4 月までの 4 ヶ月間を要し、さらにアミノ酸配列決定実験に平成 20 年 5 月～9 月までの 5 ヶ月を見込まれることが分かった。なお、配列決定後着手する予定だった cDNA ライブラリーの作製実験、シロイヌナズナを用いた実験も年度内完了が困難となり、平成 21 年 3 月までかかる見込である。

なお、研究内容・方法の変更に要する経費は、既に交付を受けている補助金で対応が可能であり、追加の予算措置は不要である。

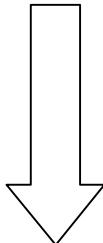
補助事業の完了時期

平成 21 年 3 月 31 日

平成 18 年度繰越事由

資材の入手難　ウ

圃場において栽培していた実験用植物が、夏場の高温により病虫害の被害を受け、実験に用いることができなくなったが、これに代わる実験用植物の他から入手が遅れたため、当初の研究計画において予定していた実験の一部が実施できなくなったため、補助事業の年度内完了が困難となった。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の～にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

< 記入の際のポイント >

繰越事由が発生した時期

資材不足となった理由

問題解決のためにとった措置

平成 19 年度繰越事由（記載例）

資材の入手難　ウ（資材不足）

具体的な内容

平成 19 年度 4 月に飼育室で飼っていた 3,000 匹のノックアウトマウスのうち、飼育管理は適切になされており、不備はなかったにもかかわらず、約 1,000 匹が伝染病に感染した。この伝染病が他のマウスにも感染している可能性があるため、全マウスが実験に使用できなくなり、当該年度の実験に必要となる約 700 匹のマウスを確保することができなくなった。

当該マウスは、自己免疫疾患に関する様々な遺伝子を欠損させた特殊なノックアウトマウスであり、他から入手することができない上、作成にはおよそ 10 ヶ月かかるため、改めてこのノックアウトマウスを作成し、実験を行い、データ分析と研究成果の取り纏めを行なう必要がある。

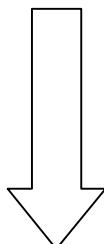
補助事業の完了時期

平成 21 年 1 月 31 日

平成 18 年度繰越し事由

気象の関係 工（天候不良による観測時間の不足）

地方における に関する研究において野外調査を 月から 月の間予定したが、地震により必要な研究環境が確保できず ヶ月間の遅れが生じ、野外調査が実施できなくなつたため、補助事業の年度内の完了が困難となつた。



平成 18 年度繰越しに係る審査の経験を踏まえ、平成 19 年度については、下記の ~ にあるポイントについて明確に記載することが求められています。

< 記入の際のポイント >

繰越し事由が発生した異常気象の時期と客観的事実（データなど）

異常気象が研究計画に及ぼした影響（遅延の経過）

見直しの必要性とその内容

平成 19 年度繰越し事由（記載例）

気象の関係 工（天候不良による観測時間の不足）

具体的な内容

当初の研究計画では、研究対象である天体を観測し、データ解析を行なうこととしていたが、観測を行なった 7月の夜間の晴天率が例年に比べて低く（50%程度） 当初計画していた観測時間を確保できず、十分なデータ量を取得することができなかつた。このため、データの解析及び研究成果の取り纏めを年度内に完了させることができなかつた。 必要な研究成果を得るためにには、観測時間の追加が必要であるが、研究対象である天体を観測できる時期は年間を通して限られており、次に観測できるのは平成 20 年 5~7 月である。

したがつて、追加の天体観測を当該時期に行なつた上でデータを解析し、研究成果の取り纏めを行なう必要がある。

補助事業の完了時期

平成 20 年 11 月 30 日